

## 民生委員・児童委員は このまちに 笑顔を広げます。

身近な相談相手、見守り役として  
地域の安全・安心を支えています。



平成29年は  
民生委員制度創立100周年



### 友愛訪問



### 相談への対応



## 誰もが安心して生活できるよう

### 高齢者や 子育てサロンの協力



### 住民の代弁者として 地域の課題を伝えます



ひとりで悩まず相談してください。  
民生委員・児童委員には、法による守秘義務があります。

連絡先 金沢市民生委員児童委員協議会 ☎076-231-3571

### 今号の内容

- 民生委員・児童委員 ..... 1 ページ
- ボランティアグループ紹介 ..... 4 ページ
- ご存知ですか？成年後見制度 ..... 2・3 ページ
- ボランティア募集情報・福祉のつどい標語募集 ..... 4 ページ

ご存知ですか？

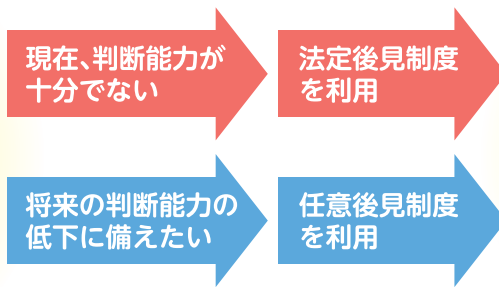
# 成年後見制度

成年後見制度とは… 成年後見制度は、認知症や知的・精神障害のある方等で判断能力が不十分な方を保護・支援するため、財産管理と福祉サービスや医療の契約等を本人に代わって行ったり、本人に不利益な契約を取り消したりする制度です。

ほう てい こう けん せい ど      にん い こう けん せい ど  
**法定後見制度** と **任意後見制度** の2つの制度があります。



対象者(本人)



(判断能力低下)

成年後見人等が、  
**財産管理や  
 福祉サービスの  
 利用契約などを行う**

## 法定後見制度

- 本人が、認知症、知的障害、又は精神障害などの状態にあり、判断能力が不十分である場合、**配偶者や四親等内の親族**などから**家庭裁判所**に申立てをして**成年後見人等**を選んでもらいます。
- 選ばれた成年後見人等が、財産管理や福祉サービスの利用などについて、本人に代わって契約をしたり、本人が行う法律行為に同意を与えたり、取り消したりします。

## 任意後見制度

- 将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ後見人となる人及び財産管理等の事務について決めて、その契約を公正証書<sup>\*1</sup>で結びます。
- 本人の判断能力が低下した後、**家庭裁判所**に申立てをし、選ばれた**任意後見監督人**の監督のもとで、契約で決めた事務について、**任意後見人**が代わって行います。

## 成年後見制度の区分

区分	法定後見制度(本人の判断能力の程度に応じて区分されています。)			任意後見制度
	後見	保佐	補助	
対象者(本人)	判断能力が欠けている人 日常的に必要な買い物も自分ではできず誰かに代わってやってもらう必要がある程度の人	判断能力が著しく不十分な人 日常的に必要な買い物程度はできるが、不動産の売買や金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分ではできないという程度の人	判断能力が不十分な人 重要な財産行為は、できるかどうか危惧があるので、誰かに代わってやってもらった方がよい程度の人	将来の判断能力の低下に備えたい人
家庭裁判所へ申立てすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、市長 <sup>*2</sup> など			本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者
本人を援助する人	せいねんこうけんじん 成年後見人	ほさじん 保佐人	ほじょじん 補助人	にんいこうけんじん 任意後見人
援助する事務	代理権 <sup>*3</sup> 、同意権・取消権 <sup>*4</sup> の範囲は、それぞれの区分ごとに異なります。			契約で定めた事務についての代理

※1 公正証書は、国から任命された法律の専門家の公証人が作成する公文書です。  
 ※2 市長が申立てできるのは、対象者(本人)が、認知症の高齢者、知的障害のある方、又は、精神障害のある方で、四親等内の親族がいないなどの理由により、申立てする人がいない場合です。  
 ※3 本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行うことができる権限です。  
 ※4 本人が契約などの法律行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。同意がない場合は、その法律行為を取り消すことができます。  
 ※5 申立てから法定後見の開始まで、多くの場合1~2ヶ月ぐらいとなっています。

## ■ 成年後見制度の手続きについて

### 法定後見

判断能力が十分でない方が、財産の管理や、福祉サービスなどを受ける契約をする必要がある

後見・保佐・補助の開始の申立て

### 任意後見

判断能力が十分でなくなったときに備えて、財産管理や、福祉サービスなどの契約を代わって行ってもらう人とその内容を決めておきたい

任意後見の契約を公正証書\*1で結ぶ

本人の判断能力が十分でなくなった

任意後見監督人選任の申立て

### 家庭裁判所

後見等の開始の決定や  
成年後見人等が選ばれます

任意後見監督人が選ばれます

### 後見開始

家庭裁判所が監督  
(必要に応じて、成年後見監督人等が選ばれます)

任意後見監督人が監督

監督

家庭裁判所

※5

家庭裁判所による後見等監督 ・成年後見人等の財産管理事務等に問題がないかどうか定期的な監督を受けます。  
・本人の判断能力の回復又は死亡まで続きます。

## ■ 成年後見制度に関するお問い合わせ先

法定後見制度を利用するための申立て手続きや必要書類、費用について			
金沢家庭裁判所(後見係直通)	金沢市丸の内7-1		☎076-221-3225
任意後見制度について			
金沢公証人合同役場	金沢市武蔵町6-1		☎076-263-4355
後見人などを紹介してほしい			
金沢弁護士会 高齢者・障がい者支援センター	金沢市丸の内7番36号		☎076-221-0242
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート石川県支部	金沢市新神田4丁目10番18号 石川県司法書士会館内		☎076-291-7070
一般社団法人 石川県社会福祉士会 成年後見センター ぱあとなあ石川	金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館 2階		☎090-4329-2255 (平日10時~17時)
北陸税理士会金沢支部	金沢市北安江3丁目4番6号		☎076-223-1841
一般社団法人 コスモス成年後見 サポートセンター石川県支部	金沢市鞍月2丁目2番地 石川県繊維会館 3階		☎076-204-9433
一般社団法人 社労士成年後見センター石川	金沢市玉鉾2丁目502番地 エーブル金沢ビル 2階 (石川県社会保険労務士会内)		☎076-292-2066
身寄りが無い等の理由により申し立てる人がいない場合(市長による法定後見の申立て)			
金沢市役所	金沢市広坂1-1-1	福祉総務課 ☎076-220-2278 長寿福祉課 ☎076-220-2288	介護保険課 ☎076-220-2264 障害福祉課 ☎076-220-2289
成年後見制度に関するお問い合わせ			
金沢市社会福祉協議会・金沢権利擁護センター	金沢市高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館 2階		☎076-231-3521

# ボランティアグループ紹介 ひまわり会

- 活動の内容について教えてください。
- 金沢市内の福祉施設を中心に、年間 30 施設ほど訪問して演芸を披露しています。約 1 時間の活動の中で、歌・舞踊・楽器演奏などを披露し、合間に歌にまつわる話や簡単な体操を交えながら、バラエティー豊かに楽しんでもらえるように工夫しています。金沢望郷歌など北陸にゆかりのある曲も使用し、フィナーレでは歌詞カードを利用者に配布して一緒に歌い、参加して楽しめるように心がけています。
- ボランティア活動をしていてやりがいを感じる時はどんな時ですか？
- ある福祉施設で「東京だよ おっ母さん」を披露したところ、昔の思い出が蘇って感動の涙を流している方がいらっしゃいました。他の福祉施設でも、歌に掛け声や手拍子を入れて盛り上げていただくことがあり、会員も一段と力が入ります。ありがたいことに、以前に訪問した福祉施設から再出演の依頼をいただくこともあります。私達を楽しみに待っていてくださる方がいることにやりがいを感じますし、利用者の皆さんから元気もらっています。
- 最後にメッセージをお願いします。
- このグループはカラオケ喫茶の仲間や同級生などで結成しました。平成 25 年 9 月頃から活動を始め、現在 12 名の会員で活動しています。「歌声は サプリにまさる 特効薬」を合言葉に各々が得意な演目を練習して、今後もさらに新しい企画で楽しんでもらえるように頑張っています。また、新規会員も募集しておりますので、関心のある方はご連絡ください。



**連絡先** 代表：浅田 陽作（あさだ ようさく） ☎ 090-2124-1649

このコーナーでは、金沢市内で活動をされているボランティアグループを紹介します。このページで紹介するグループでは、随時、仲間を募集しています。ボランティア活動に興味がある方は、連絡先までお問い合わせください。  
また、金沢ボランティアセンターでは、「ボランティア活動がしたい」、「ボランティア情報が欲しい」などの相談に応じています。お気軽にご相談ください。

## 金沢マラソン 2017 ボランティア大募集

**【活動内容】** 金沢マラソン 2017 の大会運営  
①ランナーへの配布物封入作業  
②③ランナー受付、会場誘導等  
④大会当日のボランティア活動



**【活動日】** ①平成 29 年 10 月 26 日(木)  
②平成 29 年 10 月 27 日(金)  
③平成 29 年 10 月 28 日(土)  
④平成 29 年 10 月 29 日(日)  
※時間は活動内容により異なります。

**【活動場所】** ①②③県立音楽堂、金沢駅もてなしドーム、④金沢マラソンコース周辺

**【持ち物】** 動きやすい服装、雨具、タオル等 **【応募締切】** 平成 29 年 6 月 30 日(金)

**【お申し込み・問い合わせ】**

金沢マラソン組織委員会事務局(金沢マラソンボランティアセンター) ☎ 076-220-2548

## 「福祉のつどい2017金沢」標語募集

福祉への理解と関心を深めていただくことを目的として、福祉にちなんだ標語を募集します。応募いただいた標語の中から、優秀作品等を平成 29 年 9 月 3 日開催の社会福祉大会で表彰します。

「福祉のつどい2016金沢」標語優秀作品

- 聞き上手 あなたも立派な ボランティア
- ささえ合う 地域に元気な 明日がある

**【対象者】** 金沢市内に在住、在勤、在学の方

**【方法】** はがき又はFAXに「福祉に関する標語」、住所、氏名、電話番号を記入のうえ応募ください。

**【締切り】** 6月30日(金)必着

**【応募先】** 〒920-0864 金沢市高岡町 7-25 金沢市社会福祉協議会内  
「福祉のつどい金沢」実行委員会事務局 ☎ 076-231-3571 / FAX 076-231-3560

## ご寄附ありがとうございました

寄附者名(H29.3.1～3.31)

**【車輛寄贈】**

・石川県信用金庫協会

**【福祉ボランティア基金】**

・二飯田 成一様

**積立額 54,447,650円**

(平成29年3月31日現在)

本会では、皆さまからのご寄附を受け付けています。今後とも皆さまの温かいご支援をお願いいたします。皆さまからのご寄附は、地域福祉活動やボランティア活動推進のため活用させていただきます。

※寄附者には税制上の優遇措置があります。

## 金沢市社会福祉協議会へのアクセス



**【住所】**  
石川県金沢市高岡町 7-25  
金沢市松ヶ枝福祉館内

武蔵ヶ辻・近江町市場バス停から徒歩5分 南町・尾山神社バス停から徒歩3分  
環境のためにも公共交通機関を利用しましょう